

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	12	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税（利子割） 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄電力株式会社が有する電気供給業の用に供する償却資産に係る特例措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>沖縄電力株式会社が有する電気供給業の用に供する償却資産に対して課税される固定資産税の課税標準の特例措置の延長</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>昭和57年度から平成23年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準は通常の課税標準の2/3とされていたところ（事務所及び宿舍の用に供するものを除く）、平成24年度から平成28年度までの5年間の当該制度の延長を求める。</p>		
関係条文	〔 沖縄振興特別措置法第63条、 地方税法附則第15条第7項 地方税法施行令附則第11条第11項 〕		
減収見込額	（初年度）－（▲951） （平年度）－（▲1,303） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>沖縄県は、電力需給の面において、本土から電力系統がつながっておらず広域融通の枠外に位置し、高い供給予備力が必要であること、供給コストの高い離島を多く抱えていること、地理的・地形的および需要規模の制約により化石燃料に頼らざるを得ないことなどの構造的な課題を有しており、他地域と比べて電力料金が高くなっている。</p> <p>沖縄の産業振興、エネルギーセキュリティの向上、県民生活の向上の観点から、社会基盤である電気の安定的かつ適正な供給を確保することが極めて重要であり、そのための電気料金の低減を実現するためには、当該税制特例措置を継続して講じることが必要である。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>沖縄県における電気供給業は、本土から電力系統がつながっておらず広域融通の枠外に位置し、高い供給予備力が必要であるといった構造的な課題を抱える中、エネルギーセキュリティや経済性の観点から、石炭火力発電所の導入を中心に進められてきたが、現在他地域と比べて電力料金が高い現状にある。</p> <p>また、電気供給業は産業活動及び県民活動の基盤であり公益性の高い設備産業であり、電気供給業の用に供する固定資産は発電所から需要家へ電気を安定して供給する上で欠かせない設備である。沖縄における電気の安定供給の主たる担い手である沖縄電力株式会社では、高い供給予備力の確保、環境問題への適応、エネルギー供給源の多様化によるエネルギーセキュリティの向上等の観点から、平成24年度の運転開始を目指しLNG火力発電所の建設を進めている。</p> <p>沖縄の離島における電気供給業は、広大な海域に離島が点在するという遠隔性・散在性を構造的に有しており、11もの電力系統から構成されている。沖縄の各離島に電気を安定的に供給するためには、電力系統ごとの電源開発に加え、島間を結ぶ海底ケーブルの敷設等が必要であり、多額の離島設備投資が必要である。事実、こうした電力供給における構造的な課題のため、沖縄における電気の安定供給の主たる担い手である</p>		

沖縄電力株式会社の収支動向は、ここ数年、年平均 65 億円程度の恒常的な不均衡の状態推移しており、平成 22 年度は約 64 億円のマイナス収支（原価対収入ベース）となっている。

これらの電力供給における構造的な課題は、供給コストを構成する各費目に顕著に表れており、特に配送料が嵩むことから、供給コスト構成比において離島における修繕費及び燃料費は、それぞれ本島の約 2.7 倍、3.1 倍となっている。修繕費においては、本島からの出張による修繕や資機材の輸送が必要であること等、燃料費においては、遠隔地にあることや港湾設備の特性により輸送方法に制約があること等が理由として挙げられる。

こうした厳しい経営環境の中、沖縄電力株式会社は効率化の推進等の経営努力により、昭和 63 年以降、暫定を含め 12 回にわたる電気料金改定（累計改定率▲40.25%）を行い、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給に努めてきたところ。

しかしながら、経営努力で克服できない構造的な問題への対策として、これまで国策として助成措置を講じ電気料金の低減が図られてきているところ。これまで講じられてきた当該固定資産税の特例措置による減免額分は、全て電気料金の低減に充てられ、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に貢献してきた。

将来に亘っても沖縄の電力需給における構造的な課題の解消が見込まれず、当該減免措置がなくなれば今後 5 年間で約 60 億円の発電コストの増額、つまりは沖縄の企業、住民等への負担増が見込まれ、さらに本土との電気料金の格差が広がり、沖縄における経済活動や県民性格に大きな影響を与えることが予想される。

以上のことから、沖縄における電力の安定的かつ適正な供給を図り、もって沖縄の産業振興及び県民生活の向上の観点から適用期限の延長は必要不可欠。

本要望に対応する縮減案	—
-------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○「沖縄振興特別措置法」第63条 電気の安定的かつ適正な供給の確保に関する援助 ○「沖縄振興特別措置法」に基づく「沖縄振興計画」第3章7(3) 安定した水資源とエネルギーの確保。 																													
	政策の達成目標	<p>沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保</p> <p>今後の見通し(H24~H28)</p> <p>合計額6,163(百万円)</p> <p>販売電力量1kWhあたり0.12~0.17円の低減</p>																													
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年度から平成28年度までの延長を要望																													
	同上の期間中の達成目標	<p>沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保</p> <p>今後の見通し(H24~H28)</p> <p>合計額6,163(百万円)</p> <p>販売電力量1kWhあたり0.12~0.17円の低減</p>																													
	政策目標の達成状況	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に貢献(過去5年で平均約0.12円/kWhの電気料金の低減を達成。)																													
有効性	要望の措置の適用見込み	1社(沖縄電力株式会社)																													
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税軽減額</td> <td>951</td> <td>1,295</td> <td>1,346</td> <td>1,318</td> <td>1,253</td> </tr> <tr> <td>販売電力量(10⁶kWh)</td> <td>7,639</td> <td>7,760</td> <td>7,883</td> <td>8,003</td> <td>8,125</td> </tr> <tr> <td>販売電力量(円/kWh)</td> <td>0.12</td> <td>0.17</td> <td>0.17</td> <td>0.16</td> <td>0.15</td> </tr> </tbody> </table>							H24	H25	H26	H27	H28	固定資産税軽減額	951	1,295	1,346	1,318	1,253	販売電力量(10 ⁶ kWh)	7,639	7,760	7,883	8,003	8,125	販売電力量(円/kWh)	0.12	0.17	0.17	0.16	0.15
		H24	H25	H26	H27	H28																									
固定資産税軽減額	951	1,295	1,346	1,318	1,253																										
販売電力量(10 ⁶ kWh)	7,639	7,760	7,883	8,003	8,125																										
販売電力量(円/kWh)	0.12	0.17	0.17	0.16	0.15																										
当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税及び沖縄発電用特定LNGの免税 ○産業イノベーション地域(仮称)における投資税額控除、特別償却制度 																														
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																													
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																													
	要望の措置の妥当性	本措置は、多額の設備投資に伴う固定資産税を低減させ、電気料金の低廉化を通じて県民生活の向上及び産業振興に寄与する必要な措置である。																													

税負担軽減措置等の適用実績		H19	H20	H21	H22	H23 (見込)
	固定資産税軽減額	1,014	990	949	908	896
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	【これまでの政策効果】合計額 4,757 (百万円) (単位:百万円)					
		H19	H20	H21	H22	H23 (見込)
	固定資産税軽減額	1,014	990	949	908	896
	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	7,491	7,476	7,478	7,521	7,564
	販売電力量 (円/kWh)	0.14	0.13	0.13	0.12	0.12
※電気料金の低減が図られており、政策効果有り。						
前回要望時の達成目標	○固定資産税軽減額 (単位:百万円)					
		H19	H20	H21	H22	H23 (見込)
目 標 値	1,010	999	983	956	1,074	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標は概ね達成。 ○固定資産税軽減額 (単位:百万円)					
		H19	H20	H21	H22	H23 (見込)
	目 標 値	1,010	999	983	956	1,074
実 績 値	1,014	990	949	908	896	
これまでの要望経緯	昭和57年度	創設	課税標準額を2/3とする			
	60年度	延長	"			
	62年度	"	"			
	平成4年度	"	"			
	9年度	"	"			
	14年度	"	"			
	19年度	"	"			
ページ		12-3				